

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

資格確認書で受診できます

昨年12月2日から保険証の新規発行が停止されました。吹田の国民健康保険加入者はいま所有している保険証を今年の10月31日まで使うことができます。

また健康保険に新たに加い、もしくは所有している保険証の有効期限を迎えて、マイナカード未所持もしくは保険証未登録の場合は、保険証の代わりとなる「資格確認書」が自動的に発行されます。マイナカードを保険証にしたいくない場合は、引き続き「資格確認書」で受診できます。協会けんぽ（社会保険）の場合も12月1日まで現在の保険証は使用でき、以降は同じく「資格確認書」が自動発行されます。マイナ保険証を巡っては端末や回線などのシステムの不具合により資格確認ができないトラブルが発生しています。今までの紙やカードの保険証と同じ資格確認書を使いながら、保険証の交付を再開するように求めましょう。

最近の相談

初めて従業員を雇用するので必要な手続きを教えてくださいと相談がありました。税務署への給与支払事業所開設届、源泉所得税の算出方法と納付方法、労働基準監督署の保険関係成立届、職業安定所への事業所開設届など説明しました。

事業を譲渡した際の収入の申告について相談がありました。ご本人と一緒に書籍と国税庁のHPで取り扱いを調べたところ、総合譲渡になることが分かりました。

伝言板

国民健康保険料 減免申請会

6月17日（火）14時00分 民商會館
6月20日（金）19時00分 民商會館
6月23日（月）14時00分 民商會館
6月25日（水）19時00分 民商會館

収支計算書（昨年分と今年5月分まで）と保険料の決定通知書、筆記用具と電卓をご持参ください。

第18回 松本ヒロ&西谷文和

テレビでは見られないココだけのコラボ

6月20日（金）18時30分 メイシアター

主催…イラクの子どもを救う会 ☎06-6170-4757
前売券2000円・当日券2500円（学生・障がい者1000円）民商共済会加入者にはから500円補助します。

記帳会

7月6日（日）10時00分 民商會館

持ち物 記帳に必要な用紙（ノート等）もしくはパソコン伝票や領収書、請求書、事業用の預金通帳など原始資料

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！

収支内訳書の提出依頼は慌てずに

例年6月になると収支内訳書の提出を求める行政指導が大阪国税局から送付されます。国税庁は業務の集中と集約を図っているため、業務センターより大阪国税局長の通知になると思われます。届いた際には慌てて対応せず不安があれば民商までご連絡ください。送付があった際には提出を希望しない会員で集まり返還行動を開催します。

「収支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。罰則付きの義務として導入が狙われましたが、民商・全商連が中心となって短期間に60万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動を展開。結果、罰則のない「訓示規定」となりました。また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料とそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の収支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の金額や売上先・仕入先・地代家賃・給与賃金など取引先・従業員の名称や取引金額の記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を使用しています。「書類の提出について」は例年、同じ文書になっています。収支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされています。この行政指導については「行政手続法」で規定されています。その中の第32条（行政指導の一般原則）では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とされています。毎年の税務署交渉でも未提出によって不利益な扱いがされないこと、また税務調査の理由によつてこの「お願い」に応じるか応じないかは納税者の意思に任されているものです。

吹田市

吹田

令和 年 月 日

大阪国税局長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。あなたが提出された令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書につきまして、下記の2印の書類が添付されていませんでした。つきましては、下記の2印の書類を同封の封筒にて 月 日（ ）までに御提出ください。なお、提出された書類等に基づき、確定申告書の内容を確認させていただいた結果、後日連絡をさせていただく場合がありますので、御承知願います。

○ 以下の2印の書類の添付がございませんので、御提出いただくようお願いします。

☐ 贈与税の申告書	☐ 青色申告決算書（一般用）
☐ 社会保険料控除証明書	☐ 青色申告決算書（不動産所得用）
☐ 医療費控除の証明書	☐ 収支内訳書（一般用）
☐ 寄附金控除に関する受領証明書	☒ 収支内訳書（不動産所得用）
☐ (特定増収等)住宅借入金等特別控除に関する書類()	☐ 収支内訳書（一般用）
☐ 消費税の還付申告に関する証明書	☐ 消費税の還付申告に関する書類

※ 青色申告決算書などの様式は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。また、税務署にも用意しています。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を御返事まで御連絡ください。

※ 上記の2印の書類は、各税務署等の適用要件の範囲や適正申告の観点から添付等が義務付けられておらず、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 申告書(添付書類を含む)や決定書(確定申告書)を税務署に提出して必要があると思われる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を更正することになったときは、過少(額)申告加算税が課税される場合があります。

※ この文書は、大阪国税局業務センター南分室から発送しております。

連絡先

担当

吹田税務署 個人課税第4部門

電話

06-6380-3911 (内線)

※ 税務に不備がないかどうかは、税務署の電話等でお問い合わせください。自動申告システムに当たって、(2)を添付してください。

※ この文書に添付して送られる場合は窓口は吹田税務署です。

この文書による行政指導の責任者は、税務署の職員です。